新たな特産開発に伴う販路開拓マーケティング業務委託仕様書

１ 業務目的

本市が新たな地域資源として開発を進めている特産品について、市場への確実な定着と売上拡大を図るため、開発が最終段階を迎える中、市場導入に向けた客観的な市場データに基づくマーケティング調査を実施する。消費者や流通のプロの生の声から「売れるための条件」を洗い出し、ターゲット、価格、パッケージ等の最適な販売戦略を構築するとともに、その戦略に基づく効果的なプロモーションを展開することで、新商品の認知度を飛躍的に高め、販路開拓の確実なスタートダッシュを図ることを目的とする。

２ 委託業務名

新たな特産開発に伴う販路開拓マーケティング業務

３ 委託期間

契約締結日から令和９(2026)年３月12日（金）まで

４ 業務概要

受託者は、第１項の目的を達成するため、本市との協議を踏まえ、以下の業務を実施する。なお、本仕様書は業務の最低限の要件を定めたものであり、目的達成に有効な独自提案については、予算の範囲内で積極的に受け付けるものとする。

（１）市場・競合調査
（２）バイヤー等へのヒアリング調査
（３）消費者ニーズ調査
（４）戦略的プロモーションの実施
（５）成果物の作成および本市・開発事業者へのフィードバック

５ 業務内容

受託者は、限られた予算内で最大の効果を創出するため、前項（１）～（３）のアプローチでデータ収集と分析（調査）を実施し、その結果に基づき（４）のプロモーションを実施すること。

（１）市場・競合調査

同種商品の市場トレンドや競合他社の商品展開を調査し、本市商品の「強み・弱み・差別化ポイント・市場での立ち位置」を客観的に把握・分析すること。

（２）バイヤー（流通・小売）へのヒアリング

スーパーマーケット、百貨店、食品専門店、ECサイト等の流通・小売業における現役バイヤー（本商品の特性や想定ターゲットに合わせて、最も効果的と思われる業態のバイヤーを数名選定すること）に対し、試食品等を用いたヒアリングを実施すること。取引条件（掛け率等）や商品への率直な評価を収集し、「プロの目線」から、ターゲット層に刺さる適正価格、パッケージや見せ方の改善点、最適な販売チャネル等を抽出すること。

（３）消費者ニーズ調査（WEBアンケート等）

想定されるターゲット層の一般消費者に対し、アンケート等の調査を実施すること。買いたいと思う適正価格、利用シーン、パッケージやネーミングの印象などをデータとして収集・分析すること。

（４）戦略的プロモーションの実施

上記（１）～（３）の調査結果から導き出された戦略に基づき、ターゲット層に最も響く手法（SNS活用、Web広告、プレスリリース配信、メディア向けPR等から最適なものを提案すること）による認知拡大および販売促進活動を実施し、話題化を図ること。

６　ＫＰＩ

本業務の効果を客観的に測定するため、以下の指標を目標値（KPI）の最低基準として設定する。受託者は本基準を踏まえ、予算の範囲内でより効果的な独自指標（リーチ数等）を企画提案書にて提示すること。

（１）バイヤー（流通・小売）ヒアリング実施数：３件以上

（２）消費者ニーズ調査（WEBアンケート等）有効回答数：３００件以上

（３）プロモーションによる情報到達（リーチ）数：企画提案書にて独自の目標値を提示すること

（４）流通・バイヤー等からの商談・引き合い件数：１件以上（※努力目標）

７ 成果物

受託者は、履行期間内に以下の成果物を提出すること。

（１）業務完了報告書：１部

（２）具体的な売り方レポート：１部

※「どのようなターゲット層に向けて、パッケージをどのように改修し、いくらで、どのような店舗（チャネル）に営業すべきか」という、市や開発事業者がそのまま実務に活用できる具体的な改善・営業のアクションプランをまとめること。

（３）上記成果物の電子データ（一式）

８ その他

（１）業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（２）事業実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、本市と本業務の受託が協議しながら実施するものとする。

（３）想定より受講者数が下回った場合、人数単位で発生する経費については減額することを前提に、変更契約の協議に応じること

（４）本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、担当者と協議し指示を受けるものとする。

（５）委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は必要に応じて行うものとする。

（６）業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること

（７）事業の成果は、すべて本市に帰属するものとし、業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工、利用できるものとする。

（８）事業の実施を他の企業にそのまま再委託することはできない。他の企業と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること

（９）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは発注者と受託者が協議の上、定めることとする。

（10）上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。